

蒲生津波被災地にきらきら6号機を

蒲生まちづくりを考える会運営の会議室屋根

NPOきらきら発電・市民共同発電所は8月の役員会で、蒲生まちづくりを考える会(代表=笹谷由夫氏)が運営する貸し会議室(宮城野区中野高松241-3)の屋根に、きらきら6号機(太陽光発電設備=10kWパワコンに12kWのパネル)を建設することを決めました。

宮城野区中野高松周辺にはすでに石炭火力の仙台パワーステーションが建設され、今後さらに2つのバイオマス発電が予定され、火力発電集中地帯になります。

そんな地で、東日本大震災の被災者の心のよりどころを地元に残そうと建設された貸し会議室の屋根に太陽光発電パネルを載せたいと、所有者の笹谷由夫氏より相談がありました。そこで笹谷氏と検討を進め、笹谷氏のご厚意を得て、きらきら発電が6号機として建設する許可をいただきました。家庭用固定価格買取制度(10年間kW 21円)での運用です。

建設費(330万円)の200万円以上を寄付金で!

きらきら発電のこれまでの発電所建設は基金(10年間の借入・無利子)でまかかってきました。しかし現在のFIT=固定価格買取制度(21円・10年間)では投資回収が困難です。そこで総工費330万円のうち200万円以上を寄付でまかなうことを考えました。ぜひ多くの方が協力してくださることを期待します。振込先口座の名義は「特定非営利活動法人きらきら発電・市民共同発電所」。口座はゆうちょ銀行(記号18190、番号02675271)。他行からは、店名八一八(ハチイチハチ)、「店番818、普通預金、番号0267527」となっています。



蒲生6号機建設への寄付のお願い

今回、震災津波で命を落とした二人の息子さんと、蒲生の多くの方々への供養の思いで建設した「舟要洞場」の笹谷由夫さんから屋根を利用した発電所建設の打診が有り、検討の結果、NPOきらきら発電の第6号機として建設することにしました。

その意義は、第1に津波犠牲者の願いに沿い、供養になると考えたこと、第2に仙台港周辺で進む火力発電建設ラッシュへの批判のシンボルにしたいと考えたことです。

太陽光パネル設置業者と笹谷さんと相談しながら事業内容を検討した結果、10KW未満の住宅用余剰売電方式で10年FIT(固定価格買取)を利用し、当NPOが笹谷さんから屋根を借りる形で設置することとしました。

ご存知のようにFIT買取価格は年々低下し、期間中に売電料金で設備投資を回収するのが困難になっています。従来基金・10年返済方式をとってきましたが、今回は建設費の一部をみなさんの浄財の寄付で賄うようお願いすることにしました。予定総工費330万円のうち、200万以上の寄付を呼びかけます。

当NPOは、「脱原発」を第1に掲げてきましたが、今回は、加えて「鎮魂・脱火力・環境保全」を掲げ、そのシンボルとして、仮称「蒲生発電所」を建設します。

以上のような意義に賛同する多くの方々に、寄付を呼びかけるものです。

理事長

水戸部秀利

きらきら発電市民共同発電所ニュース

2020年8月号

第67号

〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

電話・FAX 022(379)3777

HP kirakirahatuden.com/

Eメール hirohata3777@outlook.jp

柳生もりの子発電2号機を 7月15日厚生福祉会に譲渡

年110万円を福祉へという想いで



きらきら発電は昨年10月より、仙台市太白区柳生もりの子保育園の屋根に設置している2号機発電所(30kwの発電能力)を、保育園を運営する社会福祉法人宮城厚生福祉会に無償譲渡することを検討してきました。そして今年の4月の定期総会で譲渡を決定。現在価値(減価償却分を引いた固定資産価値)623万円の太陽光発電所(今後15年間34円の買取価格保証付き)を7月15日譲渡しました。

譲渡を考えるきっかけになったのは、消費税です。2019年3月多賀城伝上山5号機が完成し5基の発電所が稼働し、順調な発電が続きました。そして同年10月より消費税率が8%から10%にひき上がると、きらきら発電の年間収入が1千万円を越えることに気づきました。2019年度は5号機の収入が4月~5月計上されないため大丈夫ですが、2020年度は確実に越えるという予測がつかしました。1千万円を越えると年間百万円の消費税の納入が発生します。どうすべきか?、皆で知恵を絞った結果、消費税を納めるより福祉に活用してもらおうという結論に達しました。そこで宮城厚生福祉会に相談したら、よろこんで受けるとの回答でした。

なお譲渡後も、きらきら2号機と呼ばせていただくことをお願いしています。

今月のニュース表面で6号機の建設を紹介していますが、この2号機の譲渡で(消費税対策上の)余裕ができたので、6号機建設を進めることが可能になったのです。

2020年度の太陽光発電固定買取制度(FIT) 市民電力排除の論理

2020年度の太陽光発電固定価格買取制度(FIT)は、以下の特徴があります。

- 1) 10kw未満の家庭用(期間10年間)はkw単価21円で、1kwで年間1000kwhの発電と考えるとおよそ20年間で初期投資が回収される(21円×1000kw×10年間+9円×1000kw×10年間=30万円)計算ができ、まだまだ参入しやすい特徴を持っています。
- 2) これまで市民電力が発展に利用してきた50kw未満・20年買取制度は、単価が13円に引き下げられたうえに、30%以上自家消費するという条件が付与され、一般の市民電力の参加が困難になりました。

以上、市民が参加できる太陽光発電は、ほぼ家庭用のみに限定されました。

外資系企業のメガワット発電参入に住民が苦慮

一方、メガワット級の大型太陽光発電への外資系企業の参入が続いています。

2018年七ヶ宿町で中国系企業がメガワット太陽光発電(メガ=100万)を開始しました。丸森町でもアメリカ系企業が森林を伐採してメガワット太陽光発電を作る計画で、住民たちが説明会を求めながら、2019年豪雨のような災害が再び発生する原因になるのではと、開発に制限を加えるよう、自治体に求めています。